

東京都新型コロナウイルス等対策行動計画(素案)の概要

平成 25 年4月の「新型コロナウイルス等対策特別措置法」の施行に伴い、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、これに特措法で規定された新たな事項を加え、都における新型コロナウイルス等に対する対策について新たな「行動計画」を策定する。

都行動計画の概要

- 位置づけ** 対策の基本方針と具体的実施内容を示し、病原性の高い新型コロナウイルス等への対応を念頭に、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合にも対応できるよう対策の選択肢を示すもの
- 主な内容**
 - 政府行動計画(H25.6)との整合をとりつつ、新型コロナウイルス等の発生段階に応じた対策を記載
 - 都知事を本部長とする対策本部を中心とする実施体制を整備 (⇒H25.3 都新型コロナウイルス等対策本部条例制定)
- 知事の主な権限**
 - 都、区市町村、指定(地方)公共機関が行う新型コロナウイルス等対策の総合調整
 - 公私の団体、都民に対する協力要請 ○区市町村が行う住民接種の支援
 - 政府が緊急事態を宣言した場合の措置
 - ・都民の外出自粛への協力要請
 - ・施設の使用制限や催物等の開催制限の要請、指示
 - ・必要な物資の売渡しの要請、収用、保管命令 等

今後の日程

- 9月中旬 「東京都新型コロナウイルス等対策行動計画(素案)」
- 9月 第三回都議会定例会に報告
- 9~10月 パブリックコメント実施
- 11月上旬 東京都新型コロナウイルス等対策有識者会議
- 11月下旬 「東京都新型コロナウイルス等対策行動計画」決定
- 12月 第四回都議会定例会に報告

発生段階に応じた主な対策

【対策の目的】 ○感染拡大を可能な限り抑制し、都民の生命及び健康を保護する
○都民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

実施体制	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (都内未発生)	都内発生早期	都内感染期 (医療)「第1ステージ」「第2ステージ」「第3ステージ」	小康期	緊急事態宣言時
		訓練の実施等	(政府対策本部設置) 都対策本部設置 危機管理対策会議			(政府対策本部廃止) 都対策本部廃止		
1 サーベイランス・情報収集	サーベイランス体制を構築し、情報を収集・分析 発生段階に応じたサーベイランスの実施	通年のサーベイランス	サーベイランスを強化、患者等の全数把握		重症化の傾向を把握		通年のサーベイランス	
2 情報提供・共有	都民、事業者への迅速な情報提供(HP、Twitter) 区市町村、医療機関など関係機関との連携強化	普及啓発	発生状況、感染予防策、相談体制の周知 催物等の制限要請など感染拡大防止策の事前周知		感染リスクの高い施設、都の施設の感染対策を周知		第一波終息発表	制限等を要請した施設、催物の公表
3 都民相談	新型コロナウイルス相談センター設置 感染拡大防止策ほか各種相談対応		新型コロナウイルス相談センターでの健康相談、医療機関案内 各局の相談対応強化、相談内容を情報共有し、対応				平常体制の回復	都民・事業者への要請等に対する相談対応
4 感染拡大防止	水際対策、感染リスクの高い施設の感染対策、 個人の感染予防策や催物等の自粛の呼びかけ		水際対策	感染予防策の呼びかけ	感染リスクの高い施設の感染対策 不要不急の外出や催物の自粛の呼びかけ		感染拡大防止策の解除	施設使用や催物開催の制限等の要請・指示
5 予防接種	国が行う登録事業者等への特定接種の協力 区市町村が行う住民接種の支援		特定接種への協力 住民接種(勧奨)の準備開始		住民接種(勧奨)の実施支援		第二波に備えた接種の勧奨	住民接種(努力義務)
6 医療	感染症診療医療機関の確保や医薬品等の備蓄 新型コロナウイルス専門外来の設置	医療体制整備 医薬品等の備蓄	専門外来の設置、指定医療機関での入院措置		全医療機関での診療 院内体制「通常」⇒「強化」⇒「緊急体制」		平常体制の回復	臨時の医療施設
7 都民生活及び経済活動の安定の確保	食料・生活必需品の安定供給の確保、 区市町村等への要援護者支援の協力依頼				買占め、売惜しみ防止の呼びかけ 区市町村等への要援護者支援の協力依頼		平常活動の回復	食料品等の運送・売渡しの要請・指示
8 都市機能の維持	ライフライン、公共交通機関、行政機能の維持 都民の安全・安心の確保	指定地方公共機関 業務計画策定支援			ライフラインなど社会機能維持の要請		平常体制の回復	犯罪の防止